

もりぐち市議会だより

2020

7

正副議長就任の「あつち」



議長
たてみつ まさひこ
立住 雅彦

〈経歴〉

平成15年初当選、5期目、60歳、
佐太中町4丁目



副議長
かい れいこ
甲斐 礼子

〈経歴〉

平成23年初当選、3期目、62歳、
大久保町3丁目

市民の皆さまには、平素から市議会に対しまして、温かいご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

私たちは、このたびの臨時会におきまして、市議会議長、副議長に就任させていただくことになりました。誠に身に余る光栄であり、その使命と職責の重さを日々感じている次第でございます。さて、市民の皆さまには、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みへのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、国の緊急事態宣言が解除され、本市の暮らしも少しずつ落ち着きが戻りつつあるように感じます。しかし、感染が完全に収束したわけではございません。今後も皆さま一人ひとりが責任と自覚を持った行動により、感染予防の継続に努めて頂きますようお願いいたします。市議会といたしましては、議決機関として行政に対するチェック機能を十分に発揮し、本市の発展と市民福祉の推進、そして安全で住みよいまちづくりに誠心誠意尽力してまいります。

どうか今後とも市民の皆さまのご支援ご指導を心からお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

監査委員に江端議員

議会選出監査委員に選出することを満場一致で同意しました。



監査委員
えばた まさひろ
江端 将哲

〈経歴〉

平成15年初当選、4期目、67歳、
土居町

もくじ

- 臨時会の概要 2～3ページ
- 議会構成 3ページ
- 採決結果等 4ページ

5月臨時会について

5月20日と21日の2日間の会期で開催しました。
この臨時会では、議長・副議長の選挙や各委員会の委員、派遣議員の選任などを行い、また、議案5件、議員提出議案3件、専決処分7件、決議案1件をそれぞれ審議しました。

新型コロナウイルス感染対策

に関する議案などを可決

予算



一般会計補正予算

〈議案内容〉

一般会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の総額は、158億59万5千円であり、主な事業としては、特別定額給付金事業、スーパープレミアム付商品券発行事業、休業要請支援金事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業などです。

一般会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算の総額は、5千97万9千円であり、主な事業としては、もりぐち児童クラブ運営事業、民間認定こども園等における新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業などです。

〈結果〉

満場一致で承認及び可決しました。

条例

市議会政務活動費の交付に関する

条例の臨時特例に関する条例案

〈議員提出議案第4号〉

〈提出者〉 服部浩之 竹嶋修一郎
松本満義 水原慶明 福西寿光

〈議案内容〉

政務活動費について、月額3万円を月額2万円にし、令和2年6月1日から令和3年3月31日まで減額するものです。

〈賛成意見〉

・市民の生活が厳しさを増していることなどを真摯に受け止め、この危機をともに乗り越える決意を込めて賛成。

〈反対意見〉

・議員報酬を削減することが第一であると考えられるため反対。

市議会議員の議員報酬及び

費用弁償等に関する条例の

臨時特例に関する条例案

〈議員提出議案第5号〉

〈提出者〉 服部浩之 竹嶋修一郎
松本満義 水原慶明 福西寿光

〈議案内容〉

議員報酬について、下表のとおり、令和2年6月1日から令和3年3月31日まで10%減額するものです。

〈賛成意見〉

・本市が今後検討する新型コロナウイルス対策の一助になればという思いから賛成。

〈反対意見〉

・10%の削減幅では、あまりにも少ないため反対。

〈結果〉

賛成多数で可決しました。



〈議員提出議案第6号〉

〈提出者〉 梅村正明 坂元正幸
土江俊幸 嶋田英史

〈議案内容〉

議員報酬について、下表のとおり、令和2年6月1日から令和3年5月31日まで30%減額するものです。

〈結果〉

この議案は、議員提出議案第5号が可決されたことから、一事不再議の原則により議決不要となりました。

職名	報酬月額(円)
議会議長	491,400
議会副議長	466,200
議会議員	428,400

用語解説

一事不再議

同一会期中に一度議決された事件について、再び議決しないこと。

特別職の職員の給与に関する条例等の

臨時特例に関する条例案

〈議案内容〉

特別職の給与について、下表のとおり、令和2年6月1日から令和3年3月31日まで、市長は50%、その他の特別職は20%減額するものです。

〈結果〉

満場一致で可決しました。

職名	報酬月額(円)
市長	481,500
副市長	669,600
教育長	597,600
水道事業管理者	597,600

用語解説

地方自治法第100条第1項

普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、調査を行うため特に必要があるとき、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

〈設置目的〉
市長からの申し立てを受け、令和2年4月6日から同月16日までの間に於ける、市議会特定会派・議員による不適切活動の事実経過の確認について、地方自治法第100条第1項に基づく調査をするために特別委員会（百条委員会とも呼ばれる）を設置しました。

新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動に関する調査特別委員会の設置

新しい議会構成が決定

常任委員会

常任委員会は、事案を専門的・技術的に調査、審査を行い、議会の効率的運営を図るために設置しています。

〔◎〕は委員長、〔○〕は副委員長

総務建設委員会 (定数) 8人

総務、財務、土木、建築などに関する事項



福祉教育委員会 (定数) 7人

福祉、保健衛生、教育などに関する事項



市民環境委員会 (定数) 7人

防災、地域振興、環境、廃棄物、上下水道などに関する事項



議会運営委員会 (定数) 7人

議会運営委員会は、円滑な議会の運営を期するため、議会運営について、協議し、意見調整を図るために設置しています。

◎小鍛治 宗親、○竹嶋 修一郎、坂元 正幸、高島 賢、松本 満義、水原 慶明、福西 寿光

新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動に関する調査特別委員会 (定数) 7人

◎小鍛治 宗親、○福西 寿光、高島 賢、杉本 悦子、竹嶋 修一郎、松本 満義、水原 慶明



